

保険裁判に精通した裁判官と弁護士の視点で、
適切かつスピーディーな訴訟活動をナビゲート！

裁判官と弁護士で考える 保険裁判実務の重要論点

加藤 新太郎・高瀬順久・出張智己 編集

A5判・564頁 定価：本体4,800円+税

本書の特長

- ◆判例から想を得て作成された設例について、Basic Information、問題の所在、検討の順に解説し、法律実務家として知っておくべき実体法上、訴訟法上の問題点を明示！
- ◆判例をベースにした具体的な設例を通じて、訴訟遂行上の留意事項がわかりやすく端的に理解できます！
- ◆保険裁判に精通した「裁判官」「弁護士」両者の視点から、実務の考え方、押さえておくべき論点、訴訟遂行上抜け落ちやすいポイントが把握できます！

保険裁判実務の重要論点

編集 加藤新太郎・高瀬順久・出張智己

保険裁判に精通した裁判官と
弁護士の視点で、
適切かつスピーディーな
訴訟活動をナビゲート！

保険裁判遂行上の
問題発見のための
必読書！

姉妹シリーズ「民事裁判実務の重要論点」も好評発売中！ 第一法規

目次〔抜粋〕

I 損害保険

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 保険契約の成立 | 3 保険給付 |
| 2 保険契約の効力 | 4 保険契約の終了 |

II 生命保険

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 保険契約の成立 | 3 保険給付 |
| 2 保険契約の効力 | 4 保険契約の終了 |

III 第三分野

- | |
|-----------|
| 1 保険給付 |
| 2 保険契約の終了 |

裁判官が説く
民事裁判実務の重要論点

裁判官が説く
民事裁判実務の重要論点

裁判官が説く
民事裁判実務の重要論点

基本原則（権利の濫用）編

契約編

家事・人事編

姉妹シリーズも好評発売中!!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

保険裁判遂行上の問題発見のための必読書！

内容見本

設例ごとに、[Basic Information▶問題の所在▶検討]の順に解説しています。

2 保険契約の効力

(1) 損害保険契約の無効、休止・復活

保険制度の悪用として、損害保険契約の効力が問題となるのは、どのような場合でしょうか？

設例 5

Xは、Y保険会社との間で、X所有の建物を保険の目的とする火災保険契約を締結した。

以下の各場合において、XのYに対する保険金請求について、問題となる点は何か。

【小問1】

前記建物は、契約締結日の2日前に、火災により焼失していた。なお、前記保険契約には、保険契約の始期を契約締結月の初日まで遡らせる約定があり、火災の発生は約定された始期の後であった。

【小問2】

前記保険契約締結時における前記建物の価格は100万円程度であったが、保険金額は5000万円とされ、同建物は契約締結後に火災により焼失した。なお、Xは、これまでに2度火災保険により多額の保険金を得ており、今回の保険契約の締結に当たっては、負債があり生活費に窮しているながら、何ら勧誘もされていなかったのに自ら申し込んで契約締結に至り、多額の保険料の支払義務を負ったこと、今回、契約締結後半年足らずで火災が発生したものであり、火災の原因については、内部者による放火の疑いもあるとされていること、Xは、多数の高価な家財が火災ないし消火活動により毀損したと主張しているが、そのような残存物の痕跡が認められ

34

ないこと等々の事情がある。

【論点】

遡及保険
公序良俗違反

【裁判例（ベース事例）】

東京高判昭和53・1・23判時8
京都地判平成6・1・31判タ84
名古屋地判平成9・3・26判時1609号144頁〔2802172〕

【参考判例】

最一小判昭和37・6・12民集16巻7号1322頁〔27002135〕

本書収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com判例体系』の判例IDを記載しています。

『D1-Law.com判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

◆実務で取り上げるべき判例が的確にわかります！

小問1 遡及保険

◆ Basic Information

1. 遡及保険の意義

保険契約の始期（保険期間）を契約成立時より前に遡らせる保険契約を、遡及保険という。保険者の責任を保険契約の締結以前から開始させる保険であり、過去保険ともいわれる。

遡及保険は、従前、例えば船舶が出航した後に、出航時に遇って貨物保険契約を締結するなど、主として海上保険の分野において用いられてきた。本来、保険事故は発生するか否かが不確定な偶然の事故でなければならないが、保険契約締結以前の時期については、既に、保険事故が発生したか、発生しなかったかそのいずれかが確定していることから、保険者の責任開始時期を

35

該事情は、Xの保険会社Yに対しと保険会社Yとの

の締結後、間もないとの評価を受

◆ 問題の所在

Xの締結した火災保険契約は、保険契約の始期を契約締結以前に遡らせる遡及保険であると認められ、保険事故である建物の火災焼失は約定された始期の後であるものの、契約締結以前であったことから、保険制度の悪用が疑われるケースであり、Xが保険金請求するには、Yとの間で締結した火災保険契約が、保険法5条により無効とされることが必要となる。

そこで、本問では、保険法5条の適用に関し、その適用対象、要件及び効果が問題となり、そのために、X及びYが、それぞれいかなる事実を主張立証すべきかが問題となる。

◆ 検討

1. 保険法5条について

(1) 適用対象

商法642条では、「契約ハ無効トス」と定められ、その適用対象が「契約」とされていたが、保険法5条は、「無効とする」対象を、「損害保険契約を締結する前に発生した保険事故による損害をてん補する旨の定め」（同条1項）

けても致し方ない行為をし、長期間の入院を繰り返し、頻繁に入院給付金を請求していたといえる。こうしたXの行動は、保険会社Yとの信頼関係を損なうに足りるものと考えられる。したがって、本件では、保険会社YのXに対する信頼が損なわれると考えられるため、

◆参考文献で、更に深掘ができます。

◆ 参考文献

本文中に掲げたもののほか

- ・甘利公人「生命保険約款の重大事由による解除権1」生命保険論集148号（2004年）45～62頁
- ・法務省民事局参事官室「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」（2007年）84頁等
- ・宮根宏一「モラルリスクに対する法的な対応手段の要件等の研究」保険学雑誌602号（2008年）89頁等
- ・遠山優治「重大事由解除の効力と保険者の免責について」保険学雑誌606号（2009年）101頁等
- ・山本爲三郎「判批」別冊ジュリスト202号（2010年）184頁

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 保険裁判実務

検索

CLICK!